

○座間市立公民館長に対する事務委任規則

(昭和52年3月28日教育委員会規則第3号)

改正 平成30年4月1日教育委員会規則第10号

第1条 教育長は、座間市立公民館条例(昭和52年座間市条例第5号。以下「条例」という。)の規定に基づく次の権限を座間市立公民館(以下「公民館」という。)館長に委任する。

- (1) 条例第5条第1項及び第2項に基づく利用承認申請に対する承認、不承認の決定をなすこと。
- (2) 条例第5条第2項に基づく使用承認について条件を付すこと。
- (3) 条例第6条第2項に基づく使用料の減免の決定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理に関すること。

(平30教委規則10・一部改正)

第2条 公民館長は、前条の規定にかかわらず、その委任された事務について重要又は異例の事態が生じたときは、これを教育長の決定に付さなければならない。

(平30教委規則10・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 座間市公民館長に対する事務委任規則(昭和43年座間市教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則(平成30年4月1日教育委員会規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。